

企 発 第 5 4 号  
令和 7 年 5 月 26 日

甲府市総合計画審議会  
会長 丸山 正次 様

甲府市長 樋 口 雄 一

### 第七次甲府市総合計画の策定の 基準となるべき事項について（諮問）

本市では、平成28年度から「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を第六次甲府市総合計画における目指すべき都市像とし、その実現に向けて諸施策を推進してきたところであり、今年度は計画期間の最終年度にあたります。

この間、人口減少・少子高齢化の進行やデジタル技術の進展、環境問題の拡大など、本市を取り巻く社会経済環境が変化中、都市の活力維持や安定的な行政サービスの提供への影響が懸念されるとともに、暮らしの安全・安心対策などへの積極的な取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市が総合的かつ計画的に施策を推進するため、市政運営の指針として、新たな総合計画を策定することといたしました。

策定にあたりまして、総合計画の策定の基準となるべき事項について、甲府市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたくここに諮問いたします。

#### 総合計画の策定の基準となるべき事項

- 1 都市像
- 2 基本目標

